

議案第70号

川崎市老人福祉センター条例及び川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市老人福祉センター条例及び川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年6月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市老人福祉センター条例及び川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例

(川崎市老人福祉センター条例の一部改正)

第1条 川崎市老人福祉センター条例（昭和41年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

川崎市日進町老人福祉センター	川崎市川崎区日進町5番地1
川崎市さいわい健康福祉プラザ	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5

」

を

「

川崎市さいわい健康福祉プラザ	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地 5
----------------	-----------------------

に改める。

(川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例の一部改正)

第2条 川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例（平成17年川崎市条例第78号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市老人福祉・地域交流センター条例

第1条中「川崎市高津老人福祉・地域交流センター」を「川崎市老人福祉・地域交流センター」に改める。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター	川崎市川崎区堤根34番地15
川崎市高津老人福祉・地域交流センター	川崎市高津区末長1, 098番地1

別表中表の部分を次のように改める。

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～ 12時	1時～ 4時	5時～ 9時	9時～ 9時
かわさき	4,500円	4,500円	6,000円	15,000円
区画しない 場合	5,700円	5,700円	7,700円	19,100円

ホール	高津	区画する場合	ホール A	2,600円	2,600円	3,500円	8,700円
			ホール B	1,200円	1,200円	1,600円	4,000円
			ホール C	1,900円	1,900円	2,600円	6,400円
大広間・多目的室	かわさき	大広間		2,200円	2,200円	3,000円	7,400円
		多目的室		800円	800円	1,100円	2,700円
	高津	区画しない場合		3,100円	3,100円	4,200円	10,400円
		区画する場合	大広間	1,900円	1,900円	2,600円	6,400円
			多目的室	1,200円	1,200円	1,600円	4,000円
工作室	かわさき			600円	600円	800円	2,000円
	高津						
料理室	かわさき			900円	900円	1,200円	3,000円
	高津						
和室	かわさき			400円	400円	550円	1,350円
	高津			600円	600円	800円	2,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市福祉センター条例の一部改正)

- 2 川崎市福祉センター条例（昭和49年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 削除

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 削除

第5条第1号を次のように改める。

(1) 削除

参考資料

制 定 要 旨

日進町老人福祉センターを移転し、地域交流センター事業を行うこととすること、その名称をかわさき老人福祉・地域交流センターに変更すること等のため、この条例を制定するものである。